

石川県就学指導委員会規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(任務) 第二条 委員会は、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について調査審議、助言等を行う。</p> <p>一 障害のある就学予定児及び学齢児童生徒のうち、<u>市町村教育委員会</u>で就学すべき学校の決定が困難なもので、<u>市町村教育委員会</u>から依頼のあつたものの就学に関すること。</p> <p>二 <u>県立特別支援学校</u>在籍<u>幼児児童生徒</u>のうち、就学すべき<u>学校</u>の決定が困難なもので、<u>学校長</u>から依頼のあつたものの就学に関すること。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(任務) 第二条 委員会は、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次に掲げる事項について調査審議、助言等を行う。</p> <p>一 障害のある就学予定児及び学齢児童生徒のうち、<u>市町村教育委員会</u>で就学すべき学校の決定が困難なもので、<u>市町村教育委員会</u>から依頼のあつたものの就学に関すること。</p> <p>二 <u>県立盲・ろう・養護学校</u>在籍<u>幼児児童生徒</u>のうち、就学すべき<u>学校</u>の決定が困難なもので、<u>学校長</u>から依頼のあつたものの就学に関すること。</p> <p>三 (略)</p>